

宅地建物取引業者に対する行政処分について

平成18年 6月13日

東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課

被 処 分 者	商 号	三菱マテリアル株式会社
	代 表 者	代表取締役 井手 明彦 (いで あきひこ)
	主たる事務所	東京都千代田区大手町1-5-1
	免許年月日	平成14年9月13日 (当初免許年月日 平成3年9月13日)
	免許証番号	東京都知事(4)第61794号
聴 聞 年 月 日	平成18年5月31日	
処分通知発送年月日	平成18年6月12日 (処分確定日平成18年6月13日)	
処 分 内 容	業務の全部停止2週間 (平成18年6月20日から2週間)	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項 (業務の停止) 同法第65条第2項第5号	
事 実 関 係	<p>被処分者は、売主として大阪市北区天満橋1丁目8番所在の大阪アメニティーパーク(OAP)内のOAPレジデンスタワー東館・西館の販売を平成9年2月から平成14年9月にかけて行い、社団法人不動産協会がマンション事業における土壌汚染のガイドラインを作成した平成13年12月以降においても41戸の販売を行った。</p> <p>この業務において被処分者には、下記のとおり宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成元年から2年に実施された土壌調査によりマンション敷地の土壌がヒ素等の重金属で汚染されていることが判明し、汚染土壌の撤去、地中への封じ込め等の対策工事が行われたが、販売時点においてこのことを説明しなかった。</p> <p>2 マンション敷地にヒ素、セレン等の重金属で汚染された土壌が存在し、その一部は、周辺環境へ影響を及ぼすことを防止する措置が講じられていないが、販売時点においてこのことを説明しなかった。</p>	

3 無処理では公共下水道に排水できない濃度のヒ素やセレン等の重金属で汚染された地下水がマンションの地下構造物部分より湧出していたが、販売時点においてこのことを説明しなかった。

これらのことは、1 から 3 について、法第 6 5 条第 2 項第 5 号に該当する。

事

実

関

係